

豊岡小いじめ防止基本方針

平成29年3月改訂

銚子市立豊岡小学校

いじめとは、一定の人間関係のある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの

1 いじめの防止の基本姿勢

すべての子どもが安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。

2 いじめ対策のための校内組織

○いじめ対策委員会

構成員：校内委員…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭

校外委員…スクールカウンセラー、地域の民生委員、地域の主任児童委員

※ 構成員は、事案に応じ柔軟に対応する。

役割：豊岡小いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題に組織的に対応する中核的な役割を担う。また、豊岡小いじめ防止基本方針について、定期的な点検と改善を行う。

3 いじめのない学校づくりに向けた具体的な手立て

【いじめ防止】

キーワード：「自己有用感」と「絆」

方針	手立て	具体的な場面
○子どもの居場所づくりに努める。	○いじめを絶対に許さないという学級の雰囲気をつくる。 ○一人一人が役割を持つ学級づくりを進め、自己有用感を高める。 ○本校のモットーである「みんなが主役」の具現化を図り、授業や行事の中で、一人一人が活躍できる場面をつくる。 ○地域の方々との交流を深める。	○日々の授業 ○係活動や清掃活動 ○遠足、宿泊体験学習、修学旅行、連合大運動会、かえで集会、6年生を送る会等の学校行事 ○部活動（夏まつり）
○相互の絆を深める。	○学年を越えた交流を深める。 ○思いを一つにして頑張る活動を重視する。 ○子どもたちが自ら計画し、実行する活動を重視する。	○複数学年での合同授業 ○かえでプラン ○全校歩き遠足 ○ふれあいタイム ○全校音楽
○わかる授業づくりに努める。	○基礎学力の確実な定着を図る。 ○少人数の強みを生かしたきめ細かな指導を行う。 ○授業中の規律を保ち、居心地のよい緊張感づくりに努める。 ○教材研究により、「わかった」と実感できる授業づくりを心がける。	○日々の授業 ○道徳教育の充実 ○校内実力テスト ○TTによる指導 ○豊岡小読書賞 ○家庭学習の評価

【いじめの早期発見】

キーワード：「情報収集」と「共有」

方針	手立て	具体的な場面
○全職員で子どもを守る。	○担任以外も積極的に声をかける。 ○担任以外にも困ったことを相談できる職員がいることとその方法について知らせる。	○朝の運動 ○委員会活動 ○ふれあいタイム ○部活動 ○バス停での下校指導 ○相談ポスト、相談窓口
○些細な変化も見逃さない。	○授業以外でも、できるだけ子どもに寄り添う。 ○表情、しぐさ、行動を注意深く観察する。 ○家庭との連携を密にする。	○日記や作文 ○アンケートの実施 ○相談週間の充実 ○個人面談、学級懇談会 ○学校だより、学級だより ○連絡帳の活用 ○家庭訪問（随時）
○職員間の情報共有を図る。	○些細なことでも、気づいたらすぐに担任に連絡する。	○休憩時間や放課後の情報交換 ○職員会議での情報交換

【いじめに対する対応】

キーワード：「組織的な対応」と「スピード」

《子どもへの対応》

いじめられた子への対応	いじめた子への対応
○本人や周辺から丁寧に聞き取りを行い、身体的・精神的な苦痛を的確に把握する。 ○つらく苦しい気持ちに共感し、学校全体で守ることを約束する。 ○常に寄り添い、いじめの継続を防ぐ。 ○状況によりスクールカウンセラーを活用し、心のケアにあたる。	○いじめは絶対に許さないという毅然とした態度で指導し、いじめを直ちにやめさせる。 ○いじめた動機や理由を突き止め、再発を防止する。 ○状況により、スクールカウンセラーや関係機関と連携する。

《家庭への対応》

いじめられた子の家庭への対応	いじめた子の家庭への対応
○発見したその日のうちに家庭訪問をする。 ○学校全体で守ることを約束する。 ○家庭での様子や気づいたことを聞き取り、保護者の要望に耳を傾ける。 ○いじめ解決に向けた学校の方針を伝え、理解と協力を求める。 ○事実について、正確に丁寧な説明を行う。 ※虚偽の説明や隠蔽は絶対に行わない。	○学校はいじめられた子を守ることを第一に考えた対応をとることを伝える。 ○事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を十分に聞くように促す。 ○いじめは絶対に許されない行為であることを伝え、家庭での指導を依頼する。 ○今後のかかわり方等とともに考え、助言をする。

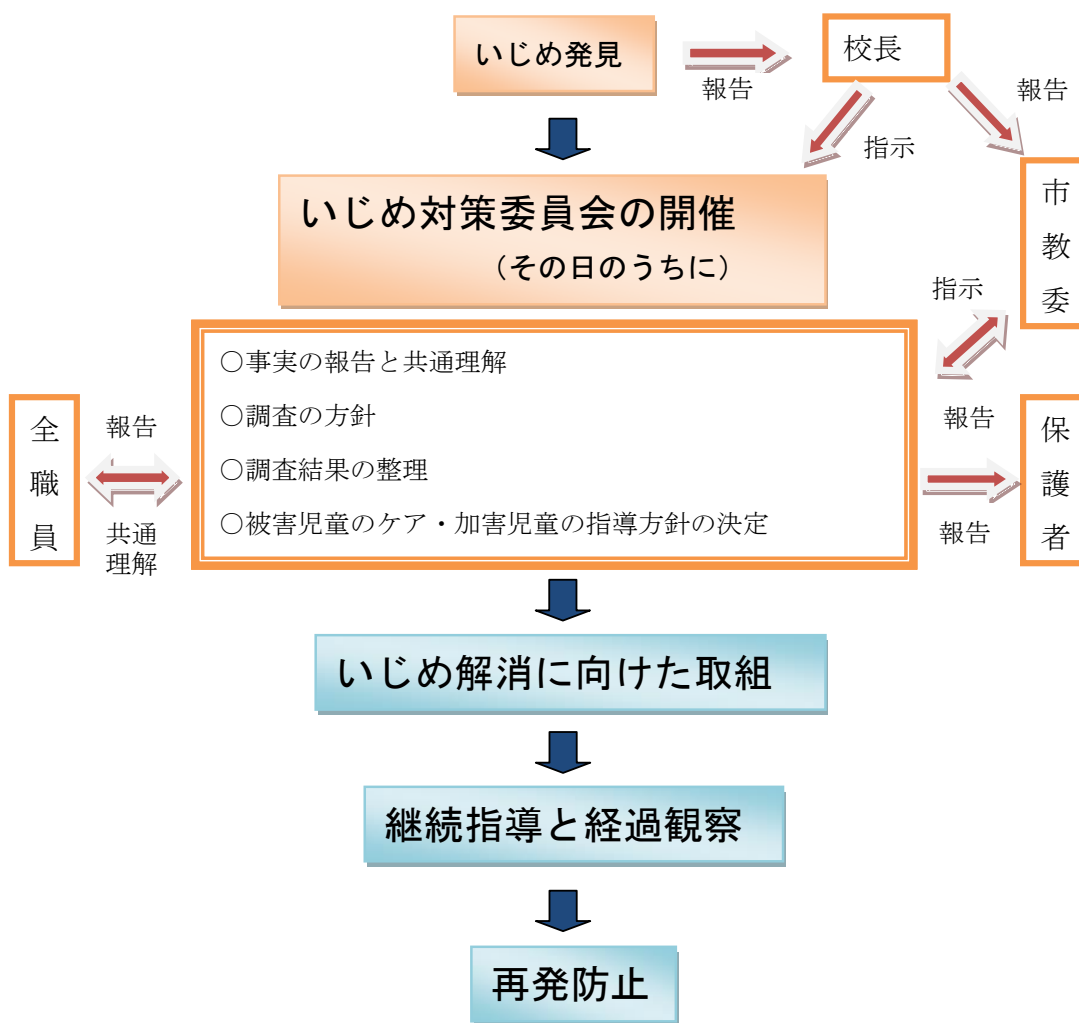
4 いじめ防止の年間計画

月	いじめ防止（絆づくり）	早期発見（情報収集）	会議・研修等
4	1年生を迎える会 いじめ防止啓発強化月間	家庭訪問	第1回いじめ対策委員会 (校内委員のみ) いじめに関する校内研修
5	遠足	教育相談週間	
6	修学旅行 宿泊体験学習 いのちを大切にするキャンペーン		第2回いじめ対策委員会
7	豊岡夏まつり	学校生活アンケート	取組評価アンケート
8			
9	連合大運動会		第3回いじめ対策委員会
10		教育相談週間	
11	全校遠足 全校音楽 かえで集会 いじめ撲滅キャンペーン		
12		個人面談	
1	携帯・スマホ教室	学校生活アンケート	取組評価アンケート
2		教育相談週間	第4回いじめ対策委員会
3	6年生を送る会		
通年	道徳教育の充実 かえでプラン 朝の運動 ふれあいタイム 部活動	日常の観察と会話 日記・作文 子どもとのコミュニケーション 家庭との連携	職員会議（月1回）

5 いじめ対策委員会 年間活動計画

	活動内容	構成員
第1回	いじめ防止基本方針の確認	校内委員
第2回	いじめ防止基本方針の取組の評価	校内委員 校外委員
第3回	取組の評価アンケートによる中間評価と取組の修正	校内委員
第4回	取組の評価アンケートによる年間評価と取組の修正	校内委員 校外委員
いじめを発見した時	事実関係の整理、対応策の決定、再発防止策の決定	校内委員 校外委員 ※重大事案の場合

6 いじめ発生時の組織的対応



【学校だけで解決が困難な重大事案の場合】

- 市教委の指示を受けながら、管理職が中心となり、組織的に対応し、関係機関との連携を図る。
- ※別紙1参照

【いじめ相談窓口】

〈豊岡小〉 23-8318 担当：教頭
 〈銚子市〉 24-8197 教育委員会学校教育課
gaku-soudan@city.choshi.lg.jp いじめ等相談メール
 〈千葉県〉 0120-415-446
 子どもと親のサポートセンター電話相談窓口
 23-5954 東総研修所相談室

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

- 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力